

教育委員会定例会会議録

1 日時

平成23年10月11日(火)

開会 9時30分

閉会 10時55分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 清水明委員長、丹保健一委員、牛場まり子委員、岩崎恭典委員、真伏秀樹教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)

副教育長兼経営企画分野総括室長 山口千代己

教育支援分野総括室長 服部浩 学校教育分野総括室長 白鳥綱重

社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修

経営企画分野

教育総務室長 平野正人生 教育総務室主査 中川剛

教育支援分野

人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 花岡みどり 人材政策室主査 山脇崇子

学校施設室長 大森邦彦 学校施設室副室長 長島弘哉

学校教育分野

特別支援教育室長 飯田幸雄 桑員地域特別支援学校開校準備特命監 鳥井誠司

特別支援教育室主査 大井雅博

5 議案件名及び採決の結果

件名

議案第37号 教育功労者表彰について

審議結果

原案可決

6 報告題件名

件名

報告1 平成24年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について

報告2 桑員地域に開校する特別支援学校の校名について

報告3 訴えの提起に係る専決処分について

7 審議の概要

・開会宣告

清水明委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回教育委員会(平成23年9月16日開催)審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

牛場委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 37 号については人事案件のため、報告 2 については、意思形成過程のため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 1、報告 3 の報告を受けた後、非公開の報告 2 の報告を受け、非公開の議案第 37 号を審議する順とすることを確認する。

審議事項

・報告 1 平成 24 年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について（公開）

（木平人材政策室長説明）

報告 1 平成 24 年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について。平成 24 年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成 23 年 10 月 11 日提出 三重県教育委員会事務局 人材政策室長。

1 ページをご覧ください。来年 4 月に採用予定の採用選考試験の結果でございます。

1 の第 1 次選考試験ですが、7 月 21 日に実施をさせていただき、筆答試験が教養と専門、あと集団面接等を試験項目として実施しました。申込者数は 3,289 名で、受験者数は 2,903 名、その中で合格者数 1,161 名ということで第 1 次合格者を決定したところです。

2 の第 2 次選考試験ですが、平成 23 年 8 月 19 日に該当校種・教科において、技能・実技試験を実施しました。翌 8 月 20 日に論述試験等とありますが、小学校教諭、特別支援学校小学部の教諭の希望者については英語リスニングも実施しております。8 月 22 日から 27 日までの 6 日間ですが、集団面接・個人面接を実施させていただきました。その結果ですが、第 1 次合格者 1,161 名のうち、1,095 名が受験いたしまして、合格者数 467 名の合格を決定させていただきました。内訳としては、小学校教諭に 200 名、中学校教諭 125 名、高等学校教諭 106 名、特別支援学校教諭 16 名、養護教諭 12 名、栄養教諭 8 名となっています。

全体の倍率としては合格者総数で 6.2 倍、昨年度が 5.4 倍という状況でした。校種等の内訳として、下に書いていますが、栄養教諭を除きすべての校種等で昨年度よりも倍率は上がりました。一番下の欄にありますように特別選考を実施していますが、障がい者を対象とした特別選考では 3 名の合格者、スポーツ特別選考では 5 名、社会人特別選考では 5 名、教職経験者を対象とした特別選考のうち〔 〕の正規の教員として 3 年以上勤務をした者で 13 名、教職経験者を対象とした特別選考〔 〕は講師経験の方で、過去 5 年に 36 月以上常勤の講師として勤務経験がある者対象で、こちらについては 88 名の合格者です。88 名の内訳は、そこに書かせていただいているとおりです。

裏面の 2 ページは、今申し上げた概略の数字を、小学校、中学校、高校、特別支援については教科ごとに示したもので、その他に養護教諭、栄養教諭とあります。最後のところは、特別選考の人数を上記の内数として、括弧書きで記載いたしました。

来月上旬に、この合格者の方々に集まっていただき、いろんな説明等をさせていただく予定です。

報告についての説明は以上です。

【質疑】

委員長

報告 1 はいかがでしょうか。

丹保委員

倍率があまり低いといろいろな問題があるので心配をしていたのですが、今年はかなり上がっていますね。これでちょっと安心しました。

倍率が上がった理由についてはどのように考えていますか。

人材政策室長

昨年度 5.4 倍ということでしたが、その以前の採用予定数が 300 人、後半 400 人弱ぐらいで推移していたところ、昨年度は 500 数十名という採用数を立てたことで、全体として採用見込み数が上がったということがあります。一方で申込者数ですが、教職経験を対象とした特別選考等、年齢要件を緩和したこともあり、今年度でしたら 3,289 名ということで、これ自体は昨年度より増えております。

昨年度も、数年前に比べて受験者数も申込者数も増えておりますが、倍率は最終の合格者数と第 1 回の合格受験者数との比になりますので、そのような状況でした。24 年度の採用見込数については、退職等の状況を見て昨年度より少し減っており、一方の申込者数、受験者数は昨年度に比べて微増しており、全体の結果としては、昨年度の倍率 5.4 倍が今年度は 6.2 倍ということになっています。

丹保委員

はい、分かりました。

牛場委員

2 次の合格者数は前年度より 62 名減少というのは、なにか理由がありますか。

人材政策室長

毎年度毎年度の採用予定数は、その年度の退職状況等がございますので、その状況によって少し変動してることがあります。そういうことで、今年度全体としては、少し23年度の採用数より減ったということです。

委員長

2ページが一番下の教職経験者特別選考の〔 〕が最終88名の合格、第1次で215人の合格ということですが、即戦力で動いていただける先生、しっかり今も講師として動いていただいている先生に対して、もうちょっと何か手立てが、さらにあっという間かなとも思います。こういうところで今の策はずっと遂行してもらっていますが、現場で一所懸命やってもらっている先生が、この試験に対して時間的に余裕が無いということも現場では聞いておりますので、一緒にテストの中で選考するというのと、もう一つ何か特別の選考基準があってもいいのではないのでしょうか。個人を評価するのも、校区内の校長先生だったり教育長であったり、教育に従事している人たちが太鼓判を押して責任を持たせてあげるといったところがあってもいいのかなというようにも個人的には思いますが。

人材政策室長

採用試験と、講師ですでに現場で活躍してもらっている人たちの評価の関係は、過去からもいろいろ議論、検討もさせていただいていますが、現状としては、第1次選考試験で筆答試験（教養）、筆答試験（専門）とあるわけですが、講師等経験者の方については、筆答試験（教養）に代えて人物証明書という形で、今あるいは直近勤務された学校長に、勤務の状況の評価をいただき、それを教養試験の第一次の中で見せていただいているところです。そこで臨時的任用という形に地方公務員法上なるわけですが、その部分で別途正式採用と、こういったところまで試験制度を変えられるかは、法的なところもあり、今後、また他府県の状況等もみながら、もう少し検討させていただきたいと思っています。

丹保委員

今の意見ですが、例えば校長とかにある意味、推薦でほとんどその意見を重要視するのは一見いいのですが、場合によっては非常に危険なものも含んでいるんですね。その校長が、悪い人は本当に悪い、推薦できないなどと、非常に正確に判断してくれる方ならいいのですが、普通はそういうことはあり得ないので、大体自分のところにいる講師は大事に思いますし、どうしても甘くなる傾向があると思います。教師の場合はそれでいいと思うのですよ、先生に対しても。そういう傾向があるので、その人の意見だけで採用してしまうということになると、ちょっと危ないし、場合によっては、講師は校長にうまくやれば受かるのではないかと、そういうことさえ増長してしまう可能性もあるんですね。そうなってくると、試験に不公平性が出てくるので、その辺は慎重にやらないと、そういう風潮になりかねない。日本の場合は大いにあると思うのです。そういうことで、今のご意見はある意味、非常にすばらしい意見ですが、注意すべき点もあるということを押さえておかないといけないんじゃないかと思います。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告3 訴えの提起に係る専決処分について（公開）

（大森学校施設室長説明）

報告3 訴えの提起に係る専決処分について。損害賠償金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行ったので、別紙のとおり報告する。平成23年10月11日提出 三重県教育委員会事務局 学校施設室長。

1ページをご覧ください。これについては専決処分の報告ということで、議会に提出します様式をそのまま使用させていただいています。これは授業料の滞納等に関するものについてと同様のものがございます。相手方はここに記載のとおりです。この事案につきまして概略をご説明させていただきます。

元々の原因は、平成16年の4月1日に県立の白子高校の体育用具庫が火災により毀損されました。後に原因者が判明しまして、当時少年3名ということになりましたので、翌平成17年2月に当該倉庫、築29年経過しておりましたが、残存価格から251万342円の損害額で、3名の当時の少年の保護者、親権者に対して請求を三等分して行いました。うち2名については遅滞なく納付されましたが、1名について納付が進まず、なおかつ、平成19年6月には、当時残っておりました残金79万6,781円について分割納付をいただくという誓約をいただき、後に7回納付がありましたが、平成20年3月13日に3万円の振込があった後には支払いがないことから、民法上の消滅時効が3年で経過するのが平成23年3月12日ということですので、その直前の3月8日に最終催告を行い、これは民法153条の規定に基づき時効の中断措置を取ったわけですが、その後、平成23年9月7日に成人となりました本人に対し、津簡易裁判所書記官に対しまして支払督促を申し立てしております。当時のこの額が残っております58万6,781円と遅延損害金ですが、これに対し、

本年10月4日、督促異議が相手方からありましたので訴訟に移行することになります。

今後、津簡易裁判所において残っています未払い金58万6,781円と、その遅延損害金の支払いを求めて訴訟を行うことになるものです。

以上でございます。

【質疑】

委員長

報告3はいかがでしょうか。平成20年3月までは振込があったということなのですか。

学校施設室長

そういうことでございます。

岩崎委員

今は本人を相手に訴訟を起こしているということですね。

学校施設室長

弁護士と相談いたしまして、本人あてに。

岩崎委員

成人になっているのでということですね。

学校施設室長

そういうことでございます。

岩崎委員

そうすると、17年から20年までは誰が払っていたかはしらんけれども、本人があるいは保護者がということよろしいですかね。

学校施設室長

はい、親権者、保護者です。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告2 桑員地域に開校する特別支援学校の校名について（非公開）

桑員地域特別支援学校開校準備特命監が説明し、全委員が本報告を了承する。

・審議事項

議案第37号 平成23年度教育功労者表彰について（非公開）

平野教育総務室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。